

平成26年9月18日

## 交通安全対策特別交付金の交付決定（平成26年度9月期）

総務省は、平成26年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月18日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

27,728百万円

2 現金交付

平成26年9月29日（月）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 鈴木・西林

代表 03-5253-5111

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成26年度交通安全対策特別交付金  
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位:百万円)

団体名				都道府県分	市町村分
1	北	海	道	652	592
2	青	森	県	184	91
3	岩	手	県	197	98
4	宮	城	県	235	257
5	秋	田	県	159	78
6	山	形	県	201	101
7	福	島	県	324	160
8	茨	城	県	403	201
9	栃	木	県	269	135
10	群	馬	県	413	206
11	埼	玉	県	859	575
12	千	葉	県	645	425
13	東	京	都	1,442	720
14	神	奈	川	674	931
15	新	潟	県	248	240
16	富	山	県	157	79
17	石	川	県	163	81
18	福	井	県	110	55
19	山	梨	県	139	69
20	長	野	県	341	166
21	岐	阜	県	296	147
22	静	岡	県	565	595
23	愛	知	県	989	835
24	三	重	県	267	134
25	滋	賀	県	196	98
26	京	都	府	230	284
27	大	阪	府	919	911
28	兵	庫	県	712	559
29	奈	良	県	164	79
30	和	歌	山	135	66
31	鳥	取	県	70	34
32	島	根	県	100	49
33	岡	山	県	260	272
34	広	島	県	314	310
35	山	口	県	201	100
36	徳	島	県	128	64
37	香	川	県	207	103
38	愛	媛	県	201	100
39	高	知	県	106	51
40	福	岡	県	686	765
41	佐	賀	県	194	97
42	長	崎	県	196	98
43	熊	本	県	195	212
44	大	分	県	187	93
45	宮	崎	県	249	124
46	鹿	児	島	291	145
47	沖	縄	県	183	90
計				16,056	11,672

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

# 交通安全対策特別交付金制度の概要

## 1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

## 2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

## 3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
  - ・ 道路標識
  - ・ 横断歩道橋
  - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
  - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

## 4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

## 5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

## 6 交付時期

年2回(9月及び3月)

## 7 交付総額算定までのフローチャート

